二品征夷大將軍、左大將、中納言、中將、元弘三、五、廿二出家、關東滅亡故也、

〔皇胤紹運錄〕

順德院 ― 忠成王

彥仁王 ― 忠房親王 文保三、(元應元)二、十八、无品親王宣下、彈正尹、

守子內親王

〔光臺一覽二〕親王之事

皇子は童形といへ共親王宣下、生ながらを宮樣と稱し候、御元服の時は、當代の后腹は三品、外之腹は四品也、又伏見、有栖川、京極、閑院之御子は、皇孫と申者にて、直の王子とは違有、故に天子或は院方の御猶子になり給ひ、親王と申給ふ也、

〔光臺一覽二〕總別親王の御子は、現在皇孫と申者なれ共、二代目は天子か院の御猶子に御成不被成候得者、親王宣下無之候、○中略又親王家御子數多有之時は、御門跡方の御附弟と成給へ共、御得度已後、法親王宣下有事なれば、いづれも御猶子と云ものに不被爲成して不叶事也、況や俗親王として、天子の御連枝と格の立御家を知り給はんをや、臣下の列に落給へば、今の清華の格が上上也、源經基朝臣、平高望等の格見つべし、何れにても皇孫臣下に落給へば、源氏を給ふ通例也、今の清華之內、久我廣幡其緣也、古への事也、

○按ズルニ、靈元天皇以後ノ法親王ハ、何レモ御養子ニシテ、御猶子ハ甚ダ稀ナリ、又皇孫ニ姓ヲ賜フ事、必ズシモ源氏ニ限ラザルナリ、

諸王賜姓

〔續日本紀十二聖武〕天平八年十一月丙戌、從三位葛城王、從四位上佐爲王等上表曰、臣葛城等言、去天平五年、故知太政官事一品舍人親王、大將軍一品新田部親王宣勅曰、聞道諸王等願賜臣連姓、供奉朝